

上越市農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する第 1 2 条第 1 項の規定により公告し、同条第 2 項の規定により次の場所において縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 7 日

上越市長 中 川 幹 太

○縦覧場所

上越市役所農政課	上越市木田 1 丁目 1 番 3 号
安塚区総合事務所	上越市安塚区安塚 7 2 2 番地 3
浦川原区総合事務所	上越市浦川原区釜淵 5 番地
大島区総合事務所	上越市大島区岡 3 3 2 0 番地 3
牧区総合事務所	上越市牧区柳島 5 2 2 番地
柿崎区総合事務所	上越市柿崎区柿崎 6 4 0 5 番地
大潟区総合事務所	上越市大潟区土底浜 1 0 8 1 番地 1
頸城区総合事務所	上越市頸城区百間町 6 3 6 番地
吉川区総合事務所	上越市吉川区下町 1 1 2 6 番地
中郷区総合事務所	上越市中郷区藤沢 9 8 6 番地 1
板倉区総合事務所	上越市板倉区針 7 2 2 番地 1
清里区総合事務所	上越市清里区荒牧 1 8 番地
三和区総合事務所	上越市三和区井ノ口 4 4 4 番地
名立区総合事務所	上越市名立区名立大町 3 6 5 番地 1